

石狩市告示第 13 号

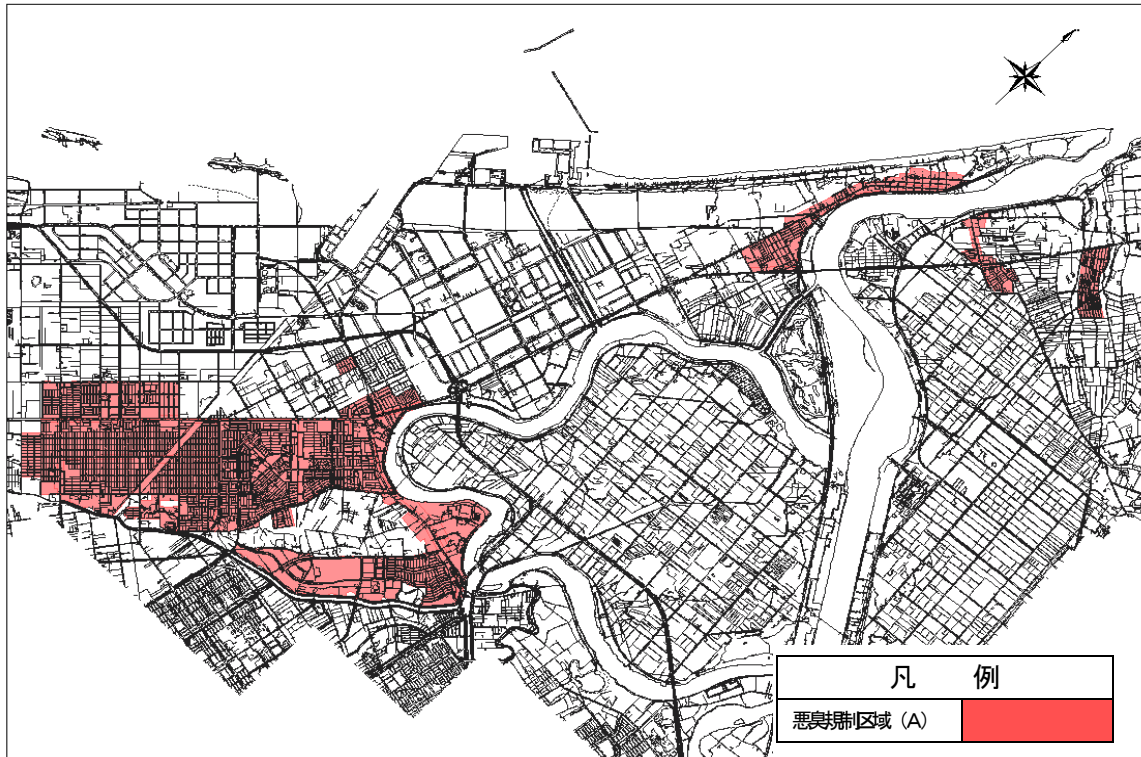
悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 3 条の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び第 4 条第 2 項第 1 項の規定による悪臭原因物の規制基準を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

石狩市長 田 岡 克 介

1 規制地域

A 区域を次の図のとおり指定する。



2 規制基準

(1) 法第 4 条第 2 項第 1 号の規定に基づく敷地の境界の地表における規制基準

A 区域
臭気指数 10

(2) 法第 4 条第 2 項第 2 号の規定に基づく煙突その他の気体排出口における規制基準

(1) で定める規制基準を基礎として環境省令第 6 条の 2 により算出された臭気排出強度又は臭気指数

(3) 法第 4 条第 2 項第 3 号の規定に基づく排水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準

(1) で定める規制基準を基礎として環境省令第 6 条の 3 により算出された臭気指数